

公布された規則のあらまし

○佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四五号）

1 佐賀県青少年健全育成条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二二年七月一日から施行することとした。

○過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（規則第四六号）

1 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成二二年佐賀県条例第二二号）の施行に関し、課税免除の申請期限、課税免除申請書の様式その他必要な事項を定めることとした。

2 この規則は、公布の日から施行し、平成二二年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

4 2に伴う申請期限の特例を定めることとした。